



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年2月16日火曜日 第2748号

### ◇ 目 次 ◇

保安林の指定.....（森林整備課）.....66  
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）.....66  
 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....（土木管理課）.....67  
 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正.....（ " ）.....70  
 建設業者の許可の取消し（2件）.....（東予地方局管理課、南予地方局管理課）.....70

### 公 告

広報紙の印刷及び配布業務の委託.....（広報広聴課）.....70  
 交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託.....（警察本部会計課）.....71

### 監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）.....72

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）.....82  
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）.....83  
 政治団体の解散の届出.....（ " ）.....83  
 資金管理団体でなくなった旨の届出.....（ " ）.....84

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年2月16日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所  
四国中央市下川町字大禿口41、字小禿81、85、87、89、96、乙172の1、乙174、乙176の3、字馬ノ背乙184の6、乙184の44
- 指定の目的  
土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第165号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年2月16日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出事項

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇和島市津島町高田甲137 - 2 西村孝俊	宇和島市津島町近家乙147 - 21 山口正純	宇和島市津島町近家甲209 - 18 魚下誠	岩松	岩松漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年 2月16日から 3月 1日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南 予 地 方 局 産 業 経 済 部 水 産 課
-------------	------------------------------

○愛媛県告示第166号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成 6 年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 定義 )</p> <p><b>第 2 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 この要綱において「<u>経常建設共同企業体</u>」とは、優良な中小の建設業者（法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。</p> <p>4 この要綱において「<u>地域維持型建設共同企業体</u>」とは、地域の維持管理に不可欠な工事（以下「<u>維持管理工事</u>」という。）につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定を確保することを目的として、当該維持管理工事ごとに結成される共同企業体をいう。</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>（<u>地域維持型建設共同企業体の対象工事</u>）</p> <p><b>第21条</b> <u>地域維持型建設共同企業体により競争入札等を行わせることができる県工事は、次に掲げるものに係る維持管理工事の全部又は一部を包括契約により発注する県工事であって共同施工が必要と認められるものとし、維持管理に該当しない新設、改築等の工事を含まないものとする。</u></p> <p>(1) <u>道路</u></p> <p>(2) <u>河川</u></p> <p>(3) <u>砂防施設</u></p> <p>(4) <u>海岸</u></p> <p>(5) <u>港湾</u></p> <p>（<u>地域維持型建設共同企業体の入札参加資格</u>）</p> <p><b>第22条</b> <u>県工事の競争入札等に参加しようとする地域維持型建設共同企業体は、次条から第27条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>（<u>地域維持型建設共同企業体の構成員の数</u>）</p> <p><b>第23条</b> <u>構成員の数は、2者以上10者以下とし、工事ごとに契約担当者が定めるものとする。</u></p> <p>（<u>地域維持型建設共同企業体の構成員の組合せ</u>）</p> <p><b>第24条</b> <u>構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</u></p> <p>(1) <u>県工事に対応する工事種類の業者選定要領第 2 条の規定によ</u></p>	<p>( 定義 )</p> <p><b>第 2 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 この要綱において「<u>経常建設共同企業体</u>」とは、優良な中小の建設業者（法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。_____）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>

る等級別格付けの等級が当該県工事の設計工費に対応する等級である有資格業者を1者以上含む組合せであること。

- (2) 一の地域維持型建設共同企業体の構成員が、同一の県工事に係る他の地域維持型建設共同企業体の構成員でないこと。  
(地域維持型建設共同企業体の構成員の施工実績等)

**第25条** 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、県工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、契約担当者が県工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 県工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。
- (3) 県工事の請負金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する金額である場合にあっては、当該県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。  
(地域維持型建設共同企業体の構成員の出資比率)

**第26条** 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上
- (3) 構成員が4者の場合 15パーセント以上
- (4) 構成員が5者の場合 12パーセント以上
- (5) 構成員が6者の場合 10パーセント以上
- (6) 構成員が7者の場合 9パーセント以上
- (7) 構成員が8者の場合 8パーセント以上
- (8) 構成員が9者の場合 7パーセント以上
- (9) 構成員が10者の場合 6パーセント以上

(地域維持型建設共同企業体の代表者)

**第27条** 代表者は、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(地域維持型建設共同企業体の入札参加資格の審査)

**第28条** 地域維持型建設共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて契約担当者に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (2) その他契約担当者が必要と認める書類

2 契約担当者は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

**第29条** 省略

**第30条** 省略

**第31条** 省略

**第21条** 省略

**第22条** 省略

**第23条** 省略

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第28条関係) 地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

共同企業体の事務所の所在地  
 共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体  
 共同企業体の代表者の商号  
 又は名称及び代表者氏名 (印)  
 共同企業体の構成員の商号  
 又は名称及び代表者氏名 (印)  
 共同企業体の構成員の商号  
 又は名称及び代表者氏名 (印)

共同企業体の構成員の商号  
 又は名称及び代表者氏名 (印)

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、\_\_\_\_\_を代表者とする  
 \_\_\_\_\_共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を\_\_\_\_\_年度において愛  
 媛県の発注する\_\_\_\_\_工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参  
 加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま  
 す。

また、\_\_\_\_\_年度において愛媛県の発注する\_\_\_\_\_工事について次の権限を  
 \_\_\_\_\_共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種 (略号)	出資割合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					
構成員					

2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

印 鑑

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (2) その他契約当事者が必要と認める書類

○愛媛県告示第167号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 この要領の規定は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月18日制定）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体、<u>同条第3項</u>に規定する経常建設共同企業体<u>及び同条第4項に規定する地域維持型建設共同企業体の入札参加資格については、適用しない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 この要領の規定は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月18日制定）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体<u>及び同条第3項に規定する経常建設共同企業体</u> _____ の入札参加資格については、適用しない。</p>

○愛媛県告示第168号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取 消 し の 原因 とな った 事 実
(般-23)第736号	平成24年3月31日	大同工業(株)	長野 隆一	今治市中寺1005	平成28年1月4日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-27)第5852号	平成27年12月13日	(株)高橋工務店	高橋 俊一	四国中央市土居町小林744	平成28年1月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般-23)第14847号	平成23年11月2日	(有)アイデンシステム	片上 逸志	今治市小泉3-4-16	平成28年1月18日	電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第169号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取 消 し の 原因 とな った 事 実
(般-23)第12450号	平成23年10月28日	(有)田中電気工事店	田中 正則	宇和島市中央町2-2-28	平成28年1月7日	電気工事業	建設業の廃止
(般-23)第13569号	平成23年10月30日	(有)中井塗装店	中井 裕之	西予市野村町野村12-535	平成28年1月18日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-27)第14525号	平成27年6月12日	(有)福島建工	福嶋 弘文	大洲市西大洲甲539-1	平成28年1月26日	建築工事業	建設業の廃止
(般-23)第13590号	平成23年12月4日	古川建築	古川 満敏	宇和島市津島町下畑地甲601	平成28年1月27日	建築工事業	建設業の廃止
(般-25)第16345号	平成25年8月18日	(有)森田材木店	森田美紀子	喜多郡内子町内子3342	平成28年1月28日	建築工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
広報紙の印刷及び配布業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- (3) 委託業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 委託期間

契約締結の日から平成29年 3月31日まで

- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課広報係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2241

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成28年3月28日（月）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成28年3月16日（水）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年3月28日（月）午後2時30分

愛媛県庁第二別館5階第4会議室

- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から

第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

平成28年3月16日（水）午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing a monthly newsletter and inserting it in to newspapers, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m., 28 March 2016  
(tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 28 March 2016)
- (3) For further information, please contact: Public Relations Section, Public Relations Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2241

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託

- (2) 委託業務名及び数量

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式

- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所

松山市若草町7番地1（交通管制センター）ほか

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度、平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先(郵送の場合)、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110

(2) 入札説明書の交付時期

公告の日から平成28年3月22日(火)の執務時間中

(2) 入札書の受領期限

平成28年3月29日(火)午前10時00分

(3) 事前提出書類(入札書のほかに提出する書類)の受領期限

平成28年3月22日(火)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

平成28年3月29日(火)午前10時00分

愛媛県警察本部2階 聴聞室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書と併せ2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 29 March 2016

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administrative Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
Tel 089 934 0110

監 査 公 表

○公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年2月16日

愛媛県監査委員 佐伯 満 孝  
同 徳 永 繁 樹  
同 山之内 芳 夫  
同 渡 部 浩

選定した特定の事件	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について		
監査の結果に関する報告提出年月日	平成27年3月24日		
監 査 対 象 機 関	保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課(愛媛県立医療技術大学関係) (旧)保健福祉部 管理局 保健福祉課		
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容		
愛媛県立医療技術大学の資産管理について			

<p>「公立大学法人愛媛県立医療技術大学物品管理規程」第9条において、資産及び備品を取得した場合は、備品シールを貼付しなければならない旨が定められている。</p> <p>このうち、「備品」について台帳が整備されておらず、備品の現物に備品シールが貼付されていない状態であった。このため、備品については物品管理規程との間に乖離が生じている状況である。</p> <p>当大学法人の会計処理上、備品は費用処理されており、台帳の残高と決算書の数値は直接リンクしないものの、会計処理と物品の管理は分けて考える必要があり、適切な管理を行わなければならない。</p> <p>当大学法人においては、10万円以上50万円未満の備品は現在300件程度あるということであり、現行の物品管理規程に基づけばこれらの備品を台帳に登録して備品シールを貼付すべきである。仮にこれが実務上過大な負担となるということであれば、例えば、管理対象金額を実務上実施可能な範囲に絞るなど現実的に対応可能な管理方法を策定することも考えられる。いずれにせよ、規程と現実の管理を一致させ、適切な物品管理を行うべきである。</p> <p>一方、これとは別に、情報セキュリティの観点からパソコン等の情報電子機器については、上記規程に係らず全件物品管理の対象とするなど、適切な物品管理を行うことが必要である。</p>	<p>物品管理規程の規定に従い、資産に分類されない10万円以上50万円未満の備品についても台帳を整備し、備品シールを貼付していくこととしており、平成28年度をめどに整理していくこととした。</p> <p>また、パソコンについても情報資産として管理していく。</p>
<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成27年 3月24日</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課（愛媛県社会福祉事業団関係） （旧）保健福祉部 管理局 保健福祉課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>愛媛県社会福祉事業団の賞与引当金の計上について</p> <p>社会福祉事業団の貸借対照表には、重要性を勘案して、賞与引当金は計上されていない。社会福祉法人会計基準にも「重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらない他の簡便な方法によることも、複式簿記の原則に従った処理として認められる。」とあり、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」という規定があるのは承知している。</p> <p>平成25年度の夏季賞与（期末手当及び勤勉手当）の支給額は、57,572,872円（以下「 」という。）である。支給算定期間は、12月～5月であるから、平成24年度の貸借対照表に計上すべき賞与引当金額の概算額は、<math>\div 6</math>か月×4か月（12月～3月分）=38,381,914円となる。平成25年度末の貸借対照表の負債の部合計金額が121,727千円であることを考慮すれば、約40,000千円の賞与引当金は金額的にみて重要性がないとは言えない。</p> <p>平成27年度より強制適用となる、新しい社会福祉法人会計基準においても「職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。」とある。ただし、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」とあるが、上述の通り、金額的重要性があると判断し、今後の決算においては、計上すべきである。</p> <p>棚卸資産の評価方法における経理規程と貸借対照表注記の整合性について</p> <p>社会福祉事業団の経理規程において、第6章 資産・負債の管理（棚卸資産の評価及び管理）第39条3項「会計年度末の棚卸資産は、最終仕入原価法により評価する」とある。しかし、平成25年度の貸借対照表の注記において、商品・製品の評価方法として、売価還元法と記載されており、整合していない。</p> <p>現状、売価還元法で評価しているのであれば、経理規程を改定すべきである。</p>	<p>平成27年度決算において、賞与引当金の必要性等について検討し、計上の可否を判断する。</p> <p>平成27年4月1日施行の法人経理規程において、棚卸資産の評価方法は売価還元法とすることを規定した。</p>
<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成27年 3月24日</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課（愛媛県社会福祉協議会関係） （旧）保健福祉部 管理局 保健福祉課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>愛媛県社会福祉協議会の定款記載事項の不備について</p> <p>社会福祉協議会が実施している福祉従事者退職共済支援事業、及び福利厚</p>	<p>平成27年4月1日付けで、法人定款に「愛媛県民間社会福祉事業従事者退</p>



生事業は重要な事業でありながら、定款への記載がない。定款は、社会福祉法人の運営の基本となる事項を定めるものであるため、法人が実施している事業との整合が図られるよう検討を要する。

なお、社会福祉協議会の説明によると、すでに社会福祉協議会では定款の変更準備に着手している、とのことである。

退職共済支援事業過年度分（平成24・25年度）決算状況に関する修正について

平成24年度及び平成25年度の貸借対照表に誤りがあった。

社会福祉協議会の稟議書によると具体的内容は以下のとおりである。

平成24年度分：指定金銭信託＋信託準備積立預金（3,760,365,073円）と信託資産基金（3,760,226,289円）に138,784円の差額がある。

原因：伝票の記載誤り。

平成25年度分：指定金銭信託＋信託準備積立預金（3,977,962,845円）と信託資産基金（3,973,994,997円）に3,967,848円の差額（内138,784円は上記）がある。

原因：管理システムの不具合により退職処理後の1法人1名1月分が未収金に含まれていた。4月に記帳された3月分掛金の入金及び遡及処理の額を未収金に計上、同額を未払金、指定金銭信託、信託資産基金に計上していた。

当該原因の本質は、伝票入力者とは別の上席者による伝票と元資料との確認（もしくは勘定科目間の整合性の確認）が適切に行われていなかった点にある。加えて単年度の誤りではなく複数年の誤りであることから、複数年に渡って承認体制が運用されていなかったと考えられる。

今後はこのような誤りを再発させないために、上席による効果的な予防的・発見的内部統制を構築する必要があり、また、県は誤った財務情報が公開されていることを重く受け止め、今後の指導監査で指導機能を発揮するべきである。

それとともに、社会福祉法人審査基準において、「財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましい」とされているところであり、外部の専門家によるチェックを通じて、法人運営の透明性の確保に努めることが必要である。

職共済支援事業」及び「福利厚生事業」を公益を目的とする事業として追加した。

福祉従事者退職共済支援事業の平成24年度及び平成25年度決算における貸借対照表の差額について、原因を究明した上で、平成26年度に過年度分修正を行い、決算額の適正化を図った。

また、会計責任者、出納責任者、会計職員3名が経理業務の確認を行う体制とし、内部牽制及び確認業務の向上を図った。

監査の結果に関する報告提出年月日

平成27年 3月24日

監 査 対 象 機 関

保健福祉部 健康衛生局 健康増進課

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

フッ化物洗口普及事業について

フッ化物洗口は、局所応用法の中では費用対効果が最も優れ、学童期を中心とした永久歯のむし歯予防対策として有用であり、自治体のむし歯予防施策として意義が大きいものとされている。

愛媛県ではこれを「フッ化物洗口普及事業」として平成12年度から実施しているが、平成25年度時点でフッ化物洗口を市内内の全小学校で実施しているのは、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町、内子町、松野町、愛南町の8市町であり、松山市、今治市、八幡浜市の3市町では、学校数が多いことなどから、小学校の実施率は10%未満にとどまっている。また、中学校については、当事業の対象とされたのが平成24年度からであることもあり、市内内の全中学校で実施しているのは、伊予市、松前町、伊方町の3市町のみである。

これまで愛媛県としても市町の教育委員会や歯科医師会と連携し、小学校校長会、養護教諭が参加する養護部会等に保健所職員が出向いてフッ化物洗口について説明を行ってきているものの、学校数が多いこと、保護者の理解が得られない等の理由により地域により実施率に差が生じている現状には留意が必要である。

むし歯に限ったことではないが、一般的には病気は治療よりも予防の方が個人にとっても行政側にとっても負担が少なくなるはずである。

県内の児童に平等にむし歯予防の機会を与えるためにも、現在導入していない小中学校においてフッ化物洗口が早急に導入されるよう、これまでも行ってきた市町の教育委員会や学校長、養護教諭等への働きかけを更に進め

指摘を受けた後、関係機関（愛媛県歯科医師会）等と連携し、市町の保健部門、教育委員会に対し重点的な働きかけを行った。

フッ化物洗口の薬剤は、医薬品とフッ化ナトリウム試薬があり、本県は長年試薬を使用してきた。しかし、地域により実施率に差が生じており、未実施校に普及させるためには、医薬品使用の方が抵抗が少なくなるという声が大きくなり、平成28年度から段階的に試薬から医薬品に切り替えて、未実施校の実施体制整備の支援をすることとしている。

また、フッ化物洗口の効果等を周知するホームページを平成27年3月14日に更新し、歯と口腔の健康づくりに関する一般県民への啓発活動を同時に行い、事業効果を高めるようにしている。

<p>るとともに、保護者の理解が得られるよう、広く市民のむし歯予防の意識を高めるような普及啓発活動の強化を検討いただきたい。</p>	
<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成27年 3月24日</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>県による結婚支援事業が民業圧迫になることについて</p> <p>「えひめ結婚支援センター」の平成25年度の成婚数は、全国で3番目に多く、これを県事業費で単純按分すると成婚者1人に掛かった経費は47千円と全国で最も少ない水準となっており、当事業は少ない経費で成果を上げていると担当課は考えている。</p> <p>しかしながら、監査人は、県がこのような結婚支援事業を貴重な県費を使って何年にも渡り行っていることについて、もろ手を挙げて賛成とは言えない。民間にも結婚相談所はあり、県がわざわざ未婚の男女に出会いの場を提供する必要があるのかということである。民間の結婚相談所に入会しサービス提供を受ける費用は、内容にもよるが、数万円～数十万円程度であり、えひめ結婚支援センターを利用する方がはるかに安い。</p> <p>「えひめ結婚支援センター」が行っている各種事業は好評とのことであったが、民ができる事業であることも間違いない。そうであるならば、民間の団体等と交渉を積極的に行って「官から民へ」を徹底していくことが必要なのではなかろうか。所管課の考えでは「現時点では好評であるから止められない」とのことであるが、好評であるからこそ民へ移管しても大丈夫であり、民において十分に経営が成り立つものと考えられる。そのため早急に民に任せていくことを検討すべきである。官の信用が必要ということであれば、県はその面でのサポートを行えば十分であろう。</p> <p>今後も県がこの事業を継続して行っていけば、好評であればあるほど何時かは民との競合が生じ、結果的に民業圧迫となる恐れがあると言わざるを得ない。そうならない段階において「官から民へ」を実践すべきである。</p> <p>なお、担当課のコメントに関して、「民業圧迫になるという声は、上がっていない」から問題ないという訳ではないのではないか。声が上がってから考えるのでは遅いのではないと思われる。また、「現段階ではまだそのような状況ではない」と言うが、それでは具体的にどのような状況になれば終了するのか、その点に関して担当課で明確な基準等が検討されているのであろうか。</p> <p>(子育て支援課のコメント)</p> <p>事業開始から6年以上経過している現在でも、民業圧迫になるという声は、上がっていない。</p> <p>民間が行っている結婚支援サービスは、規定の会費を払い、それに見合うサービスが提供されるもので対象者が限定される(会費を支払える独身者)、一方、公的機関が行う結婚支援対策は、少子化対策として、対象者は広範囲(結婚を希望する人であれば、年齢・職業・年収などを問わない)であり、棲み分けができています。</p> <p>逆に、本県では行政によって「婚活」という言葉が振り起こされ、これまで関心の無かった独身者が婚活を開始し、結果、公的機関のサービスが合わない独身者は、民間の婚活サービスに流れているのではないかと分析している。</p> <p>将来、民間による結婚支援サービスが広がり、多くの県民がサービスを受けられる状況になれば公的機関が行う必要はなくなると考えるが、現段階ではまだそのような状況ではないと考えている。</p> <p>なお、えひめ結婚支援センターの運営は、民間の企業団体に委託する形で、民間の組織力・アイデアを活かし、将来の労働力不足に危機感を有する多くの企業・団体等が参画する体制としている。</p> <p>晩婚化・少子化対策としての有効性</p> <p>平成25年度「少子化社会対策大綱の見直しに向けた意識調査」報告書の調査結果によれば、未婚者に対する結婚支援では、安定した家計の支援や職場環境の充実・雇用機会の提供を望んでおり、結婚時に利用したい行政サービスでは、祝い金の支給や住宅支援を欲している。</p> <p>それにもかかわらず、えひめ結婚支援センター運営事業費として結婚支援イベントの開催等への支出を何年間にもわたって県の事業として行っていくことが、本当に意図したサービス(若者が結婚し、子どもを産み育てやすい環境づくり)に結び付いているのかどうか疑わしい。</p>	<p>民間で結婚相談や出会い提供のサービス事業が行われていることは十分承知しているが、営利追求型と少子化対策という異なる目的で実施しているほか、民間では対象者も限定されていることなどから、事業開始以降、民業圧迫の声は上がっていない。また、県内の市町でも、一部がえひめ結婚支援センターと連携した婚活支援を行うなど、その機運は高まってきてはいるものの、現時点で、民間を含め、結婚を希望する独身者が満足するほど、出会いの場の提供は実施されていないと分析している。多くの独身者は、公的機関が行う結婚支援に対し、安心・安全や、敷居の低さを求めて参加しており、年齢や職業、年収に関係なく、気兼ねなく出会いの場の提供を受けるサービスが民間主体で広がれば、行政としての役目は終えらると思われるが、センター登録者も増え続けており、現時点ではそのような状況下ではないと考えているため、当面、継続して事業を実施する。</p> <p>国では、平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、結婚に対する取組支援を重点課題の一つとして、適切な出会いの機会の創出・後押しなど、地方自治体等による取組みを支援すると表明しており、新たに創設された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」では、少子化対策としての出会いの場を含めた結婚支援事業の実施が認められており、本県も平成27年度は、当該交付金をえひめ結婚支援センター運営事業費に充てているところである。また、「地域少子化対策強化交付金」においても、平成28年度、結婚支援システムの導入やボランティアの育成について財政支援す</p>

また、平成26年2月に創設された「地域少子化対策強化交付金」の実施要領には、「結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催事業及びその関連事業は対象としない」ことが明記されている。国の少子化対策を目的とする交付金が当該用途に使用できないのに、なぜ県費は当該事業に使用してもよいのか。監査人は県民として当該事業のこれ以上の継続には賛成できない。地方自治体としての結婚支援の在り方について再考するべきである。

なお、担当課のコメントに関して、現在子育て進行形の人たちが「安心して産み育てることが出来る環境づくり」を実感していれば、その姿を見ている次の世代の人たちも子育てに安心感を持てるのではないかと思われる。それこそが本当の少子化対策ではなからうか。その意味で県としてどの政策が優先順位が高いかをもう一度検討していただきたい。

(子育て支援課のコメント)

内閣府がほぼ5年おきに実施している「出生動向基本調査」(独身者調査)で明らかになっているとおり、将来結婚したいと思っている若者は約9割で推移し、昔と比べてもさほど変化はないが、2010年の同調査結果によると、独身にとどまっている理由の第1位が男女ともに「適当な相手に巡り合えないから」となっており、出会いの場の減少が結婚できない制約となっていると考えている。

また、監査人が用いた平成25年度「少子化社会対策大綱の見直しに向けた意識調査」報告書の調査結果でも、結婚意思のある未婚者が、結婚について不安を感じる理由として、最も多かったのが適当な相手に巡り合わない(48.2%)となっている。

少子化は近年に始まった問題ではなく、従来からの子育て支援の充実に取り組むだけでは、出生率の回復には繋がらないといった施策の検証を踏まえ、祝い金や住宅支援など多額の経費を要する給付型の施策ではなく、県民や企業・団体、県議会など各方面からの要望にも応えるべく、地方自治体として、これまでに取り組んでいなかった結婚支援にも取り組んだものである。

国においても、従来からの施策である子育て支援や働き方の改革の強化に加え、結婚・妊娠・出産支援への対策も強化する方向であり、少子化に歯止めをかけるべく、平成26年10月に県議会議員提案で施行された愛媛県少子化対策推進条例、さらに知事の県民への公約を実現するため、結婚を希望する方への出会いの場を提供する施策は継続する方針である。

「シニアによる子育て環境づくり地域モデル開発事業」の地域特性について

「シニアによる子育て環境づくり地域モデル開発事業」は、高齢者による子育て環境づくりを進めるため、3カ年かけ複数のアプローチ法により地域特性を踏まえた具体的なモデル開発を市町へ委託し、その成果等を県下全域に普及させることを目的として実施されている。ここでいう地域特性というのは、高齢者が行動できる範囲として、校区や公民館単位での交流を目指しており、活動の拠点となる地域の産業構造、生活実態、コミュニティなどの違いを把握して、地域に必要な取組を考えることである。

確かに、子育て家庭孤立化防止モデル(四国中央市)については、転勤族が多く幼少の子供のいる転入者も多いという地域特性について理解できないでもない。しかし、他のモデルについては、地元老人クラブとの交流会や保育園児の老人ホームへの訪問・公民館での高齢者と子供の触れ合い等、ヒアリングした限りでは特段地域特性があるとは思えず一般的なモデルとしか思えなかった。地域特性にこだわらないのであれば、高齢者が子育て世代との関わりを持つ事業としては、埼玉県富士見市の子育てサロン「ミッキークラブ」、山梨県甲府市の若い母親の子育てをサポートする「子育て・お助け隊」、NPO法人「びーのびーの」が横浜市で行っている「おやこの広場」等が先行事例としてある。このような先行事例をうまく取り入れればわざわざ県の予算を使ってまで独自のモデル開発を行う必要はなかったと思われる。一方、地域特性にこだわるのであれば、地域特性を明確に出した上で、その特性に適合するモデルを構築する必要がある。

このため、現在の状況では中途半端と言わざるを得ない。また、本来ならば、実施主体である市町が率先してすべき事業であり、県は間接的なサポートでよかったのではないか。今後、モデル開発事業を着手しようとする際、他自治体でモデルとなりそうな事例を探し、必要最小限の県費で行う方向で考えてもらいたい。また、相当の県費をかけるのであれば、他の自治体においても参考となるようなモデル開発をすべきである。

モデル開発に3カ年費やす必要性について

シニアによる子育て環境づくり地域モデル開発事業は、当初より3カ年計

る方針が明らかになっており、平成28年度以降もこれら交付金を活用したいと考えている。

本事業は、県民や企業・団体などからの要望を受け取り組んできたものであり、第2期「えひめ・未来・子育てプラン」の計画推進期間である平成31年度まで継続する方針としているが、毎年度、事業の在り方については検討していく。

当事業は、平成24年度から7市で3カ年かけ、県・市町・関係団体連携のもと地域が一体となって全ての子育て家庭を助け合い支えあう3つの社会づくりのモデルを構築したものである。

また、取り組みの成果を全県に普及させるために、毎年度啓発モデルイベントを開催するとともに、事業最終年度の平成27年3月18日に先進事例となるモデル事業の成果発表を行ったところである。

当事業は終了しているが、県内の市町への波及が十分でないため、今後も、交流モデルを参考に、地域特性を踏まえたシニアによる子育て支援が展開されるよう、市町の実施状況を把握し、問題等がある場合は、有効な情報提供やアドバイスを実施するとともに、未実施市町にも実施モデル等の情報提供を行うなど情報共有の推進を図り、市町を支援していく。

交流モデルの実施に当たっては、県・市町・関係団体連携のもと、県民参

画が進められており、平成26年度をもって終了となる。シニアと子育て家庭の「愛顔」の橋渡し県民運動推進会議において、各市・各施設が取組む委託事業の進捗状況について報告している。委託事業の概要資料を閲覧した限りでは、せいぜい1年やればある程度の成果と課題は把握できたのではないかと推測された。

また、シニアによる子育て家庭孤立化防止地域モデル（四国中央市）については、平成25年度の支援員の訪問が8件とのことであるが、このような状況で当事業終了後、本当に継続していけるのか大いに疑問である。自宅訪問では、保健センターや子育て支援センターの紹介、子供を近隣の保育園の園庭で遊べるように支援員から園長に依頼するなど、それぞれの家庭の悩みに沿った支援をしている。転入者や初めての子育て家庭などへのサポートのニーズは高いものであろう。そもそも当モデルについて住民への周知は十分に行われているのであろうか。その上で、乳児家庭全戸訪問事業等でサービスを必要としている家庭の掘り起こしをしなければ、良いモデルであるのに利用されないまま自然消滅していってしまいかねない。上記のような家庭だけでなく、発達が気になる子供を持つ家庭のフォローなど、他人には話しにくい悩みを抱えている家庭は多いのではないかと。単なるモデル開発に終わるのではなく、住民目線で、事業展開していかなければ効果的な事業とはなりえない。

1年目、2年目、3年目と実施場所やイベントの内容を変更するくらいであれば、1年やれば十分である。1年目の成果・課題を2年目・3年目でさらに高め、問題点を解決していくようなモデル開発事業でなければ3カ年費やす必要性に乏しい。今後、モデル開発事業を着手する場合、初年度の成果・課題について単なる報告で終わらせることなく、1年ごとのフィードバックを大切に、当初のモデルと異なる形になることも視野に入れて有識者を交えて活発に議論を行い、より良いモデル開発を行っていくことが必要である。

加型の事業を中期的なスパンで展開することにより、関係者相互の理解が高まり、地域に根差した事業に発展すると考え、1年間ではなく、3年間という期間を定めて取り組んだものであったが、高齢者の確保や事業実施方法等、事業展開によって浮き彫りとなった課題もあったため、今後は、各市町が導入をするにあたり、課題解決に向けた対策を講じながら、効果的な事業展開をする必要があると考えている。

当事業は終了しているが、今後も、成果や課題の検証を進めるとともに、各市町にも積極的に情報提供を行うことにより情報共有の促進を図り、市町が交流モデルを参考に事業を実施できるよう支援していく。

監査の結果に関する報告提出年月日

平成27年 3月24日

監 査 対 象 機 関

保健福祉部 生きがい推進局 障害福祉課

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

県内企業障害者雇用率全国ワースト2位の現実

愛媛労働局が発表した平成26年障害者雇用状況の集計結果（平成26年6月1日現在）によると、県内の民間企業の障害者実雇用率は法定雇用率の2.0%を0.26ポイント下回る1.74%（前年比0.01ポイント増）で、全国第46位である。また、法定雇用率達成企業の割合は47.0%（3.1ポイント増）で、全国第39位となっている。一方公的機関においては法定雇用率2.3%（都道府県等の教育委員会は2.2%）に対して、県の機関は2.32%、県教育委員会は2.20%、市町等の機関は2.39%と法定雇用率を達成している。

県としても愛媛労働局と強力な連携のもと、低迷する県内の障害者雇用率の改善を図るため様々な取組みを行っていることは理解しているが、より強気に雇用率改善プランに取り組んでいただきたい。県は『障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい』という目標を「愛媛の未来づくりプラン」で掲げているのだから。

県の事務分掌によれば、障害者の雇用対策に関することは、経済労働部労働雇用課雇用対策室の所管となつてはいるが、障害者に関係する問題であり、障害福祉課が当事者意識を持って然るべきではなからうか。大切なのはこの部署かではなく、どうすれば障害者のためになるかということであろう。この問題は障害者の就労支援と関連しており、障害者雇用率は就労支援の成績である。「縦割り行政」にならないように、関係する各部署はそれぞれが当事者意識を持って障害者のために対応していただきたい。

また、平成17年に制定された「愛媛県障害者計画」の基本的方向の②「障害者の地域生活の支援として『障害者自身が、社会の構成員の一人として主体性、自立性を持ち、その能力を十分に発揮して積極的に社会経済活動に参加し、身近な地域で暮らすことができるよう、質の高い障害保健福祉サービスの充実、福祉的就労の充実と一般雇用を目指した就労支援、障害者の権利擁護の整備などの各種施策を展開し、障害者の地域生活を支援します。』と記載されていることを障害者に関連する各部署においては十分に理解していただきたい。

障害福祉課にはそのような観点から、真摯に民間企業の障害者実雇用率が宮城県に次いで全国ワースト2位という現実を考えてみていただきたい。障害者自身が社会の構成員の一員として主体性・自立性を保ち、自ら選択した

県では、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなどを行う障害者就業・生活支援センターを県内6つの障害保健福祉圏域毎に設置し、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携のうえ、身近な地域で障害者の職業生活を支援しており、平成26年度と同センターでの就業支援実績は、一般事業所への就職が198人、支援対象となる登録者数は2,832人、また、職場実習へのあっせん件数が196件と、年々増加している。

平成26年度からは、「障害者就労支援ネットワーク強化・充実事業」を実施するなど、障害福祉サービス事業所、民間企業、関係機関等の一層の連携強化を図った結果、平成27年障害者雇用状況の集計結果（平成27年6月1日現在）では、県内の民間企業の障害者雇用率は1.82%（前年比0.08ポイント増）となり、着実に上昇しているところである。

県としては、今後とも、一般就労に向けた就業支援、就労後の職場定着に向けた生活支援を充実させ、障害者の就労促進に取り組んでいくこととしている。

（参考）

一般就職：24年度 126人、25年度 191人  
登録者数：24年度 1,959人、25年度 2,411人  
職場実習：24年度 158件、25年度 175件

地域に居住しながら自立した日常生活を営むためには、関係する各部署が密接に連携しながら『障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進』について目に見えるような形で成果を出していくことが必要である。

愛媛県社会福祉事業団運営施設の入所希望（待機）者について  
社会福祉事業団運営施設の平成26年10月時点における入所希望（待機）者は、次のとおりである。

- ・しげのぶ清流園：91名
- ・しげのぶ清愛園：52名
- ・道後ゆう：36名
- ・いだい清風園：27名

さらに、社会福祉事業団以外の民間事業者運営施設については、以下のとおりの調査結果となっている。

平成25年10月末 47施設に調査 待機者数 2,118人  
平成26年10月末 47施設に調査 待機者数 2,455人

待機者のカウントは、1人の入所希望者が複数の施設に入所申し込みを行った場合、待機人数としては、複数分カウントするため、実質的に待機している方は、上記の数字よりも少なくなはなる可能性はあるが、それでも相当数の待機者がいることは間違いない。

県が国の方針に従って策定した平成24年度～26年度の3カ年の「第3期愛媛県障害福祉計画」では、数値目標として、平成26年度末までの障害者福祉施設入所者の24.7%の障害者が地域生活に移行し、平成26年度末時点で12.6%の施設入所者の減少を図るとされている。

しかしそれでは、今現在サービスの提供を待っている待機者への対策はどうするのか？居住系サービスの提供が難しければ、グループホーム・ケアホームの整備も含め、日中活動系・訪問系サービスを充実させること、相談支援の強化、地域生活移行者のアフターケアの充実を図るしかないだろう。

今後の方針を策定するにおいても、現在施設に入所しているが他施設の入所を希望している方、複数施設に申し込みを出している方、どの施設にも入所していない方など、今後も継続して、待機者の実質人数の把握に努めていただきたい。

また、そもそも論にはなるが、現在相当数の待機者がいるにもかかわらず、地域生活への移行・施設入所者数の減少の目標を設定していること自体理解に苦しむ。県は国の方針に沿った目標を立てたのだろうが、国の方針はあくまでもそれらが可能となる環境を整えようという目標ではないかと思われる。

それにもかかわらず、相当数の待機者がいるという現実を無視して単に数字だけを追うことが、果たして障害者の方々の立場を考えた県政と言えるのであろうか。これは「愛媛の未来づくりプラン」の施策22に掲げられている『障害者が安心して暮らせる共生社会づくり』に沿ったものとは思えない。その目標を達成するために、待機が増えるのならば、本末転倒としか言えない。

待機者が増加している現実を見つめなおし、これ以上増やさない方策を立てることが急務である。施設整備ができないのであれば、日中活動系・訪問系サービスのさらなる充実なくして、待機者問題の解決はないであろう。

監査人は一県民の立場から、本当の意味でサービスを受けられずに困っている方にサービスが提供できる仕組みが必要であると考え。そうすることが、「第六次愛媛県長期計画 愛媛の未来づくりプラン」の目指す「施策22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり」の実現につながるはずである。

障害者総合支援法では、基本理念として、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」としている。

このため、障害者や障害児が、住み慣れた地域において、社会の構成員の一人として、主体性や自立性を持って生活することを基本方向としており、施設入所者もできる限り、地域へ出て、生活をすべきと考えている。

また、入所待機者については、グループホームや短期入所、ホームヘルプサービス、生活介護等障害福祉サービスなどを適切に活用することにより、施設に入所しなくても地域で生活していける方は多いと考えており、相談支援体制の強化や日中活動系・訪問系サービスの充実、グループホームの整備などに取り組んでいるところである。

今後とも入所待機者の状況把握に努めるとともに、市町と連携して地域移行に向けた取組を推進していく。

<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成27年 3月24日</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>公営企業管理局 総務課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>固定資産の現物確認について 愛媛県公営企業会計規程第120条によれば、毎事業年度ごとに固定資産の現物確認を1回以上実施することが求められているが、新居浜病院においては、2年に1回の実施となっていた。 固定資産の保全を図ること、不正等を防止すること、劣化状況の確認をすること及び管理手法の改善の観点から、規程に従い、年1回以上定期的な固定資産の現物確認を行う必要がある。 なお、現物確認により、保有すべき固定資産と実際の固定資産数等に相</p>	<p>今後（平成27年度から）は、愛媛県公営企業会計規程に基づき、毎事業年度少なくとも1回以上、固定資産原簿と固定資産とを照合し、確認することとする。 また、本局においては、各病院が固定資産の照合、確認を行った場合、原簿と現物の差異の有無に関わらず結果の報告を受けることとする。</p>

違が生じている場合のみ、各病院から本局に報告が行われているが、確実な現物確認が実施されているかを担保するため、本局は、各病院が現物確認を実施するごとに、固定資産保有に関する差異がなくとも結果の報告を受けることが必要である。

棚卸差異の原因分析について

診療材料の理論数と実数の差異が発生する原因は、診療材料を使用する部門での、台紙へのSPDラベルの貼り忘れであると公営企業管理局に報告されている。

診療材料の差異分析の結果が、「SPDラベルの貼り忘れ」では、果たして本当に正確な差異分析・報告かどうか客観的には判別しがたいものであり、不正に使用されていてもこのような報告では不正使用を把握することは困難である。また、ラベルの貼り忘れがあるということは、診療材料使用部門に診療材料がSPDから供給されず、診療に弊害が生じる可能性もあるということになる。

差異原因の厳密な把握が困難ということであれば、実地棚卸回数を増やし適時に差異を把握する等の対応を行う必要がある。

医薬品については、使用部門で受払記録をすることが困難であるため理論数が把握されておらず、実在数との差異の把握及び差異原因の分析が行われていない。しかしながら、医薬品使用部門での受払記録が困難であるとしても、薬剤部においては受払管理を行っていることから、薬剤部においては理論数と実在数の差異を把握することは可能である。

棚卸資産の実地棚卸の目的は、数量の確定のみならず、理論数と実在数の差異原因を分析することにより、不正を防止すること及び管理手法を改善することにあるため、医薬品のうち、少なくとも薬剤部に備置するものについては、理論数と実在数の差異原因を分析し、本局に報告する等の対応を図る必要がある。

今後（平成27年度から）は、実地棚卸の結果判明した理論数と実在数の差異の原因について、愛媛県公営企業会計規程に基づき、詳細に調査・分析することとする。

監査の結果に関する報告提出年月日

平成27年 3月24日

監 査 対 象 機 関

公営企業管理局 県立病院課

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

公立病院改革プランの目標設定について

経営効率化のための目標指標及び実績推移によると、南宇和病院以外の病院では、平成25年度までの各年度において、経営効率化の指標として定めた項目の多くについて達成している。

しかし、定性的な目標が大半で健全化計画の本文においても、各取組項目について「検討する」「進める」「努める」等の漠然とした内容となっている。目標を定量的に表すことは困難であることは理解できるが、例えば、未収金の抑制については「未収金の発生は年間100万円までとする」等のように数値化された目標が示すことができるものに関して、目標数値が設定されていない。また、それぞれの施策をどの時点で実施し、健全化に関してどれほどの効果をもたらすものが明らかとなっていない。

改革プランには、計画期間（5年間）において、「目標の達成に向けて、具体的にどのような取組をどの時期に行うこととするかを明記する」こととなっており、本県の掲げた取組のうち、過去すでに取組んだ事項については実施年度が明記されているが、今後の課題とする事項についてはどの時期に行うかが明記されていない。

現状のままでは、事業運営の巧拙に関する評価が困難であり、健全化に向けたPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）が構築されず、次回以降の健全化計画も同じような内容で策定され続け、健全化実現が困難となる状況になりかねない。

経営効率化に向けた計画が有する機能は、現状からあるべき姿に到達するための道筋を表すものである。そのため、実績を踏まえたうえで達成可能な努力目標としての具体的な内容、効果及び実施時期を明確にすることにより策定し、計画的に実行し、目標と実績の乖離原因を分析して今後の施策に活用していることが必要である。

また、計画は、総務省のみならず、県民に対して本県がどのような姿勢で県立病院の健全化を図る施策を講じているかを説明する重要な手段である。そのため、現状の県立病院の財政状況を踏まえたうえで、新たな具体的な施策の実施時期や目標達成時期の設定が可能なものについては適切に公表するとともに、計画的に実行していく必要がある。

平成27年 4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4 県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。策定に当たっては、数値目標の設定や事業運営の評価の実施公表等についても検討したい。

## 改革プランの評価に係る公表について

改革プランについて、計画値と実績の乖離に関する分析を実施し、次年度以降の課題を公表したのは、平成21年度及び平成22年度のみである。当初目標としていた取組みと当該年度に実施できた項目との対比での公表となっておらず、県立病院の健全化に向けた取組が十分であったのかが不十分であったのが県民に対して十分に説明がなされていない。また、平成23年度及び平成24年度の点検評価については、経営効率化指標の目標値と実績の対比及び損益収支の目標と実績の対比が公表されるのみとなっており、平成23年度以降は経営改善に向けた取組や県立病院経営のあり方に関するビジョンが県民に十分に説明されていない。

公立病院は、公的医療機関として不採算・特殊部門に関する医療を提供する重要な役割を担っており、不採算分野に対して一般会計より負担金が繰入れられることについては理解できる。しかしながら、毎年30億円以上の負担となっており、県の厳しい財政に影響を与えていることが実情であることからすれば、公立病院のみならず県の財政健全化のために目標と実績の乖離を分析し、今後の対処策を明確にすることにより、県民に十分な説明責任を果たす必要がある。

## 地方独立行政法人化の検討について

地方独立行政法人は、首長が理事長（任期4年）を任命し、首長が議会の議決を得て中期目標を定め、この目標に基づき中期計画を策定して事業を行うものである。また、単年度予算主義に縛られない予算執行ができる、条例に縛られず弾力的な職員採用ができる、職員の給与は職員の勤務実績や法人の業務実績、社会一般の情勢への適合を考慮して決定できるなどのメリットがあり、柔軟な経営により、収益構造等の改善による財政健全化が図れる可能性がある法人形態として地方独立行政法人化が自治体にて活用されている。

地方独立行政法人化については、債務超過である場合には原則認可されないが、病院事業ではすでに42自治体（府県市町の計）で43の独立行政法人が設立されている。本県でも柔軟な病院事業の運営が可能となる独立行政法人化について積極的に検討する必要がある。

また、直営、地方独立行政法人それぞれのメリット及びデメリットを慎重に比較・分析し、病院経営のあり方が本県の地域医療にとってふさわしいと結論付けた経緯を、県民に対して十分に説明する必要がある。

## 病院長を中心とした運営体制の構築について

健全化に向けた目標は、各病院の院長の参加を得て、本庁の公営企業管理局が主体となって策定されている。病院を運営するのは病院長であるが、病院の事務職員数が少なく、病院独自の主体的な取組みが行い難い状況が見られ、各病院が自律性や主体性を欠く状況となっている。

病院運営には、病院職員、本庁職員等様々な利害関係者が多数関連しているため、経営健全化（目標）に向けた効率的な病院運営を行うには、病院経営の実情を熟知すべき病院長の強力なリーダーシップのもと、少ない人員ながらも病院職員及び本庁職員が一丸となって経営健全化に向けて行動する必要がある。

健全化計画の真の狙いは、目標を公表することにより、厳しい状況にある病院経営の改善を図ったものである。このことからすれば、目標と実際の乖離が生じた原因は何にあるのか、乖離を埋めるためにいかなる対応・施策が必要であるかを、本庁職員のみならず病院運営責任者である病院長が自ら考え、次年度以降の病院運営に活かすということを繰り返す、いわゆるPDCAサイクル（PLAN：計画、DO：実行、CHECK：確認・評価、ACTION：改善）を繰り返すことが重要であり、病院長を中心にこのサイクルを構築することにより経営健全化につながると考える。

健全化計画の目標設定、評価等について病院長が主体となるような仕組みを構築すべきである。

なお、現状は計画の達成状況により、病院長自身を評価する仕組みとなっておらず、県立病院職員の給与は条例で定められていることから病院長に病院運営に関するモチベーションを提供できにくい状況となっている。

病院運営責任者である病院長による自律的な運営を図り、経営健全化を実現するため、病院長に対するインセンティブとして目標の達成度合いにより機器購入の優先権を付与する等の工夫を講じることも有効であると考えられる。

目標と実績の分析結果を、病院長の評価として活用することを検討する必要がある。

## 県立病院の平成26年度以降の経営計画の策定について

次年度の活動方針として、予算が定められているが、予算は現状での身の

平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。計画策定後の実績や分析結果等については、適宜、県のホームページ等を活用した周知を検討する。

県立病院の独立行政法人化については、これまでも検討を行ってきているが、債務超過といった問題もあり、現状では導入できないという結論にいたっている。

病院経営においては、当面の間、経営の安定化を推し進めることとしており、独立行政法人化については、経営が安定し、導入可能な状況となったのちに再度検討することとしている。

これまでも4病院長会議を定期的で開催するなど、病院長を中心とした病院運営体制をとってきたところであり、平成27年4月に設置した「県立病院機能強化検討委員会」でも病院長が委員に就任し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、引き続き、病院長が主体となる仕組み等を検討したい。

平成27年3月31日付で総務省が策定した「新公立病院改革ガイドライン」

文にあったもの、財政的な制約から上限が定められたものであるにすぎず、経営努力により達成すべき目標を定めた経営計画とは次元が異なるものである。

平成26年度以降の中長期的な経営計画（健全化計画）については、総務省が公立病院改革に向けた新たなガイドラインを平成26年度末に公表する予定となっていることから、策定していないとのことである。

本県の財政健全化基本方針にあるように、本県は厳しい財政状況にあること、また、県立病院においても、未処理損失が約180億円あるという厳しい財政状態からすれば、総務省のガイドラインの有無を問わず、自発的に中長期的な経営計画を策定し、絶えず目標達成に向けて計画的に行動し、P D C A サイクルを繰り返していくことが必要である。

#### 県立病院の平成26年度以降の経営計画の策定について

総務省の公営企業年鑑にて、全国の公立病院の各経営指標が公表されるが、これらの指標を参考にすることにより、具体的な収支改善のための方策が十分に協議されていない。

公営企業管理局の担当者が、平成24年度の公営企業年鑑に掲載される全国の公立病院の経営指標を用いて収益性比較を実施し、収益性改善のため分析結果を院長に向けて説明したとのことであるが、指標改善のためにどのような対策を講じるか、期限をいつまでとするか等の具体的な対応について、病院から公営企業管理局に報告されるような仕組みとなっていない。

「(4)第3次愛媛県立病院財政健全化計画について」にて記載したように、目標を設定するのは公営企業管理局であって、病院経営に直接携わる院長等ではないこと、また病院長の評価ツールとして分析結果が活用されていないことから、公営企業管理局から院長に説明したとしても、経営改善の効果には限界があると考えられる。

県立病院運営の所管局である公営企業管理局は、改革プラン及び健全化計画で掲げた経営効率化計画に係る指標のみならず、病院経営に直接携わっている病院長が公営企業年鑑に掲載される経営指標を活用して自ら目標を設定し、乖離を分析し、さらに対処策を自ら考えられるよう指導していく必要がある。

#### 未収金整理簿の活用について

未収金整理簿については、各病院とも「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき入金や督促等の動きがあったもののみ更新されることになっているが、督促状況や未納者の状況に関する記載方法が県立病院で統一されていない。

件数が多いこと及び医事担当人員の制約から、困難な作業であることは理解できるが、県立病院の主たる利用者は県民であり、県民の公平を図る観点からは、より一層厳格な対応が必要と考える。現状のままでは、外観上は、単に活動記録としての機能しか有しておらず、効果的な未収金回収のためには、例えば、回収や督促等がなくとも、定期的に回収担当者が未収金発生の際、今後の対処策を事務局長や病院長へ未収金整理簿等にて報告し、承認を経る必要がある。

債権回収の督促状、催告状の不発行及び弁護士への回収委託除外について今治病院及び新居浜病院において督促状及び催告状を送付していない事例が見受けられ、事務局長または病院長による督促状及び催告状の不発行に関する明確な決裁がなされていなかった。

また、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」には、督促状又は催告状の納期限を経過しているもの及び未収金の発生から3か月を経過しているものについては、弁護士法人に回収を委託することになっているが、病院によってその取扱いが異なっている。

中央病院においては、未収金管理システムを活用し、分割納入が行われているもの以外の未収金については、すべて病院長の決裁により弁護士法人に回収を委託しているが、今治病院及び新居浜病院においては、未収金回収の依頼につき、事務局長または病院長の決裁を経ている。しかしながら、所在不明等により弁護士によっても回収が困難と判断しているものについて、回収を委託していない事例が見受けられたが、事務局長または病院長による回収を委託しないことに関する明確な決裁がなされていなかった。

未収金の取扱い件数が多いこと及び医事職員の人員数に制約もあることから、効率的な未収金回収を図る必要がある。そのためには、回収手続きの標準化を図り、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」の運用のみにとどまらず、納入に関する相談対応、電話での督促、督促状及び催告状の発送等に関する詳細な実務を具体的に記載したマニュアルを整備し、病院ごとに異なる手続

により、地方公共団体は、今後5年間の経営計画を策定することとされた。

このことから、県立病院課では平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。

病院長が計画策定に参加し、各病院ごとの目標設定等を主体的に行える仕組みづくりに取り組んでいきたい。

なお、公営企業年鑑のデータは古く（公表年度の2年前）、病院規模や診療科等の個々の診療内容により経営指標が異なるほか、指標の重要な要素となる稼働病床数が公表されていないなどの課題があるため、公表時期の早期化や稼働病床数が公表される場合は、活用したいと考えている。

未収金発生の際の経緯や今後の対処策について、定期的に事務局長や病院長へ未収金整理簿等を用いて報告し、承認を経よう、平成27年6月29日付で県立病院課長から各県立病院長へ通知済である。

また、平成27年10月27日付で督促や回収委託等に関する具体的な実務を記載したマニュアルを作成し、病院間で督促状況や未納者の状況に関する記載方法に軽重が出ないよう、県立病院課長から各県立病院長へ通知済である。

各病院において、弁護士法人へ回収委託をしない案件については、事務局長等まで委託しないことに関する決裁を経よう、平成27年6月29日付で県立病院課長から各県立病院長へ通知済である。

また、平成27年10月27日付で督促や回収委託等に関する具体的な実務を記載したマニュアルを作成し、県立病院課長から各県立病院長へ通知済である。



きを統一する必要がある。

弁護士法人への未収金回収の委託についても、全病院において規定を遵守するとともに、具体的な委託の基準を実務に沿う形で詳細に整備する必要がある。

連帯保証人への履行請求について

連帯保証人への債務者の滞納債務の請求は、法的に認められたものであり、滞納の事実が認められた時に各病院から直接連帯保証人に請求することができ、早期の回収が図れる可能性がある。また、弁護士法人に委託すると回収額の一定割合を報酬として支払う必要があることから、まずは各病院から連帯保証人に請求することがコスト削減につながる可能性がある。

今後は、各病院から連帯保証人に対して請求し、それでも回収ができない場合に弁護士法人に回収を委託されたい。

長期的な更新・維持補修計画の策定について

老朽化した施設の更新時期が一度に到来すれば、莫大な更新コストがかかることになるため、計画的な補修によって、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、更新費用の集中を避ける（維持補修コストの平準化）ことが、厳しい財政状況にある本県においては必要である。

計画的な補修により施設の長寿命化を図ることの意義は、健全度を測り、劣化の程度が軽いものであっても長期を見据えて早期に対応し、耐用年数を伸ばすことにより一度の費用負担を回避することにある。本県でも、更新時期を迎える橋梁等について、長寿命化が検討されているところであるが、病院施設については、設備等の稼働状況や環境によって状態が異なっていることや、地域医療のニーズ等が刻々と変化することなどから、短期または中期的な対応となっている。

一度のコスト負担を回避するため、また、単なる更新等の先送りによる将来世代の負担を減らすため、計画的な維持補修が実行できるよう、病院のあり方の検討なども併せて長期的な更新・維持補修計画を策定する必要がある。

新居浜病院の老朽化対策に関する方針決定について

新居浜病院については老朽化が著しいため、建替え等の対策について、その必要性や建替え時に現在担っている一部の機能をどのようにするのかまで踏み込んで検討し、必要な個別具体的な計画と実施予定時期を明確にし、今後の病院運営のあり方について県民に対して十分に説明されたい。

なお、新居浜地域においては、新居浜病院が重篤患者を対象とした第三次救急医療及び高度な周産期・新生児医療を行い、その他の医療分野については住友別子病院（401床）、十全病院（350床）、愛媛労災病院（306床）の大規模病院が複数存在している。

地域医療において、必要な医療は民間病院と公立病院との適切な役割分担により提供されるべきものであり、営利を追求する民間病院と、公的存在であるがゆえに民間病院が敬遠しがちな医療を確保する使命を負った公立病院の果たすべき機能を見直し、病床数や病院相互の機能が過剰とならないよう、病院のコンパクト化や他病院との機能分担を重視した計画となるよう留意されたい。

弁護士法人の回収業務に連帯保証人への請求も含まれていることから、効率的に回収を進めるため、病院から連帯保証人へ請求しないまま速やかに回収を委託していたケースがあったが、今後は、連帯保証人に対してまずは病院から督促や催告等を行い、それでも回収ができない場合に弁護士法人に回収委託を行うよう、平成27年6月29日付で県立病院課長から各県立病院長へ通知済である。

病院施設は、同じ設備でも稼働状況や環境により状態は異なるほか、刻々と変化する地域医療ニーズ等に対応するための改修や修繕も必要なため、短期・中期的に実態を見据えながら修繕を行うことが現実的な状況であり、設備の更新時期が一度に到来し莫大なコストがかからないようにするためにも、各病院から3カ年の要望ヒアリング等を行い、修繕等の計画を作成している。

しかし、より一層計画的な維持補修ができるよう、平成27年4月に設置した「県立病院機能強化検討委員会」での検討結果や平成28年度中に策定される公共施設等総合管理計画の動向を踏まえながら長期的な更新・維持補修計画の策定について検討を行う。

県立新居浜病院は、地域の中核病院として救急、周産期等の政策医療や急性期医療を担っており、今後の高齢化の進展や医療の高度化に伴い、機能の明確化、強化を図ることが必要である。また、医師確保を図る上でも機能の明確化、強化は必要であると考えている。

このため、平成27年4月に「県立病院機能強化検討委員会」を設け、新居浜病院のみならず、4県立病院のそれぞれの病院機能に見合った医療資源の投入といった機能強化方策等について検討を行っており、当該検討結果等を踏まえて検討を行うこととしている。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成28年2月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	1以上の市町の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
	代表者	会計責任者			
自由民主党愛媛県松山市第十四支部	岡田 教人	浅川 美和	松山市南白水二丁目6-12		平成28年1月15日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
えひめ勝手連選挙対策本部	田 淵 紀 子	青 野 悦 子	松山市古三津三丁目16 - 63	平成28年1月4日
管家一夫西予後援会	三 好 幹 二	宇都宮 孝	西予市宇和町伊賀上1507 - 5	平成28年1月8日
市民アリ	上 原 佑 貴	上 原 若 菜	西予市明浜町狩浜3 - 1404	平成28年1月19日
えひめ勝手連2016	田 淵 紀 子	青 野 悦 子	松山市古三津三丁目16 - 63	平成28年1月26日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成28年2月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	森 川 建 司	代 表 者	森 川 建 司	寺 岡 陸 雄	平成28年1月1日
自由民主党愛媛県郵政政治連盟支部	亀 井 慎 滋	主たる事務所の所在地	松山市宮田町108 - 9	松山市宮田町131 - 1	平成28年1月4日
自由民主党宇和島支部	福 島 朗 伯	代 表 者	福 島 朗 伯	福 本 義 和	平成28年1月5日
		会 計 責 任 者	石 崎 大 樹	大 窪 美 代 子	
自由民主党愛媛県伊予市第二支部	大 西 誠	主たる事務所の所在地	伊予市灘町355	伊予市下吾川2045 - 5	平成28年1月6日
自由民主党吉田支部	小 清 水 千 明	主たる事務所の所在地	宇和島市吉田町河内甲176	宇和島市吉田町法花津8 - 230	平成28年1月7日
		代 表 者	小 清 水 千 明	赤 松 与 一	
		会 計 責 任 者	赤 松 与 一	清 家 康 生	
自由民主党五十崎支部	下 野 安 彦	代 表 者	下 野 安 彦	山 田 博 文	平成28年1月12日

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
全日本不動産政治連盟愛媛県本部	上 谷 進	代 表 者	上 谷 進	古 川 實	平成27年4月1日
		会 計 責 任 者	戸 玉 伸 治	上 谷 進	
村上要後援会	福 田 和 志	会 計 責 任 者	川 野 征 雄	喜 井 広 明	平成28年1月6日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年2月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
白石勝也後援会	白石勝也	平成27年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成28年 2月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
白石勝也	白石勝也後援会	平成27年12月31日